



2010～2011年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、
大陸をつなぐ

国際ロータリー会長
レイ・クリンギンスミス

国際ロータリー2720地区 中津平成ロータリークラブ

会長 青木 秀暢 幹事 土居 孝信 会報担当 二反田新一 永松 浩 クラブ広報委員長 梶屋 武

例会日/毎週木曜日 12:30

例会場/グランプラザ中津ホテル TEL 0979-24-7111

事務局/〒871-0055 中津市殿町1383の1 中津商工会館2F

TEL 0979-22-9716 FAX 0979-22-9722

e-mail office@n-heisei.org

<http://www.n-heisei.org/>

第1028回例会 平成23年6月16日(木)

●本日の例会プログラム 会員卓話「新入会員卓話」
清源了胤会員

◎次回例会プログラム 会員発表「会長・幹事・各委員会」
一年を振り返って



前回(1027回例会)の記録

平成23年6月9日(木)

■ゲスト

中津公証役場
公証人 川口秀憲 先

■ビジター

佐藤正直君(中津RC)
中野登君(中津RC)

■出席報告

会 員 数 24名
免 除 者 数 1名
対 象 者 数 23名
本日出席者 19名
欠 席 者 数 4名
出 席 率 82.61%

■前々回出席報告の修正

前々回欠席者 5名
メイクアップ 1名
欠 席 者 4名
修正出席率 78.26%→ **82.61%**

●メイクアップ

熊谷(玖珠RC)

●欠席者

出納、松本、渡邊、**長野(定)**

◎ロータリーソング 我らの生業

◎会長の時間 会長 青木秀暢

米山記念奨学会について少し話をしたいと思います。ロータリー米山記念奨学会は、全国のロータリーの寄付金を財源に日本の大学、大学院をはじめとする高等教育機関で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給しています。年間の奨学生採用数はおよそ800人、事業費は14.4億円(2008年度決算)と国内では、民間最大の奨学事業となっています。これまでに支援してきた奨学生数は累計で、15,130人(2009年4月現在)その出身国は世界116の国と地域に及びます。一人でも多くの留学生を日本に迎え入れて、平和日本を肌で感じてもらえたらと思います。



◎幹事報告 幹事 土居孝信

- 週報受理 仙台平成RC
- 報告事項



- ・23年度中津市暴力絶滅市民会議の会費納入について
- ・中津市暴力絶滅市民会議事務局より23年度役員総会の議案送付について
- ・豊後高田RCより創立50周年式典お礼状と記念誌届く

◎本日のメニュー

アボガドカレーと
夏野菜のサラダ



◎委員会報告 なし

◎ニコニコボックス 担当:奉仕プロジェクト委員会

○矢頭会員

本日は川口先生、卓話をありがとうございます。いつもは大変お世話になってます。身近な話題をテーマにお話頂けるとのことで、楽しみにしています。



2010～2011年度

中津平成週報

Rotary Club Of Nakatsu Heisei



2010～2011年度
国際ロータリー・テーマ

地域を育み、
大陸をつなぐ

○清源会員

川口先生には私もお世話になっています。本日はよろしく
お願いいたします。

○岡野会員

川口先生、本日はよろしくお願いいたします。遺言につい
てのお話をさせていただくようですが、人生にとって重要なこ
とですので、お聞き願いたいと思います。

○熊谷会員

西本願寺の終身教育を受けています。5月には福岡でス
クリーニングに参加してまいりました。

◎ゲスト卓話

「自分自身のために、大切な人のために」

中津公証役場 公証人

川口秀憲先生



公正証書遺言作成の手引き

1 必要書類（各1通）

- 1) 遺言者の印鑑証明書（3か月以内）
- 2) 相続の場合
 - ①遺言者と相続人との関係が分かる改製原戸籍謄
本など
 - 遺贈の場合
 - ②受贈者の住民票
- 3) 土地・建物を遺言する場合
 - ①市町村：固定資産税の名寄帳（なよせちょう）
 - ②登記事項証明書（法務局）
- 4) 遺言執行者を指定する場合
登記申請、預貯金払戻手続などの遺言内容を実
行する人
遺言執行者の住民票
- 5) その他
 - ①預貯金などの総額（口頭説明で可）
 - ②会社経営者は会社の登記事項証明書・貸借対
照表
 - ③高齢者、出張等の場合は、医者の証明書

2 証人2人の立会

- 1) 公正証書遺言には、証人2人の立会が必要
- 2) 遺言者の相続人、受遺者、それらの配偶者、親、
孫、未成年者などは、証人不可
- 3) 証人は、住民票、免許証の写し又は国民健康保
険証の写しが必要
- 4) 適当な証人がいない場合は、ご相談下さい。

3 遺言書の作成

- 1) 事前打合せ
遺言書は、公証人が遺言者から遺言内容を聞いた
上で、作成します。
証書作成までに時間を要しますので、必要書類を
持参して、ご相談下さい。
作成日時は、電話等で予約して下さい（公証人が
出張の場合は作成不可）。
- 2) 遺言公正証書の作成

公正証役場において、遺言者及び証人2人の立会の
下で作成します。

遺言者は実印、証人は認印（シャチハタなどは不
可）を持参して下さい。

遺言者が病気等で公正証役場に來れない場合は、
公証人が自宅、病院等（大分県内）に赴いて作成
することもできます。

3) 手数料

遺言書作成の手料は、公証人手料令により、
遺言内容に応じて計算されます。

4) 相談

公正証書遺言作成に関する相談は無料です。

中津公証役場 TEL (FAX) 0979-25-2695

中津市豊田町6-11 トクナガビル2F

老後を快適に過ごすための生前三点セット

1 財産管理等委任契約

判断能力はあるが、車椅子生活・寝たきり状態・
手が不自由で文字が書けないなどのため、預貯金の
払戻しや、印鑑証明書の取得などが困難な場合に、
家族や信頼できる人にこれらの事務を代行してもら
う任意後見契約と同時に結ぶと便利です。

2 任意後見契約

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が
不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自ら
が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養
看護や財産管理に関する事務について代理権を与
える契約。

本人の判断能力が低下した後、家庭裁判所が選任
する任意後見監督人の監督のもとで、任意後見人が、
任意後見契約で決めた事務について、本人を代理し
て契約などを行うことによって、本人の意思にしたが
った適切な保護・支援をすることができます。

3 尊厳死宣言書

尊厳死とは、回復の見込みがない病におかされ、
長期間にわたって植物状態が続くなどの場合に、生
命維持装置などによる人為的な延命治療を拒み、人
間としての尊厳を保った自然な死を迎えること。

第1条 私〇〇〇〇は、私が将来病気に罹り、そ
れが不治であり、かつ、死期が迫っている場合
に備えて、私の家族及び私の医療に携わっている
方々に以下の要望を宣言します。

①私の疾病が現在の医学では不治の状態に陥り既
に死期が迫っていると担当医を含む2名以上の
医師により診断された場合には、死期を延ばす
ためだけの延命措置は一切行わないでください。

②しかし、私の苦痛を和らげる処置は最大限に実
施してください。そのために、麻薬などの副作用
により死亡時期が早まったとしてもかまいません。

第2条…